

「被爆体験者精神影響等調査研究事業の 拡充に関する検討会」報告書（概要）

令和4年12月9日

（1）調査研究の対象とするがん種について

- 対象合併症と発がんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を進めることとし、事業対象者における、対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を新たに開始することを提案する。
- 対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を開始するにあたっては、まず、対象合併症と発がんの関連性について一定のエビデンスが認められるがん種から、調査研究の対象とすることが考えられる。
- 対象合併症と発がんの関連性について一定のエビデンスが認められるがん種としては、胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、膵がん、乳がん、子宮体がんが考えられる。
- 対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を実施する際には、事業対象者が、対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究へ協力することに対して、調査研究の対象とするがんについての医療費（自己負担分）を支給することが考えられる。

（2）対象精神疾患及び対象合併症の範囲について

- 対象精神疾患・対象合併症を実施要綱に病名が記載されているものに限定するのではなく、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患又は関連する身体化症状・心身症を認めた場合は対象とすることが考えられる。

（3）精神科医師の関与について

- 定期的な精神科への受診を確認することをもって、当該精神疾患やその合併症の症状の改善等を図るといふ本事業の目的は、一定程度満たされると考えられる。
その中で、ADLの低下に伴い移動が困難な状態である、長期入院中である等の理由で、1年に1度の精神科への受診が難しい場合でも、かかりつけ医または現在の治療医に、精神疾患の状況等を報告する書類を記載してもらうことにより、本事業の目的は満たされると考えられる。
- 被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する場合、県外に転出したことによって精神疾患の状況が変わるわけではなく、継続的な治療が提供されることが望ましい、という意見もあることから、県外転出者についても本事業の対象とすることが考えられる。

（4）研究内容と今後の進め方について

- 調査研究については、事業対象者におけるがんの有病率など、国民健康保険団体

連合会が保有する診療報酬明細書の情報等から把握できる情報をもとに行うことが考えられる。

- 対象合併症と発がんの関連性を検証するにあたっては、調査研究を実施する「実施主体（長崎大学等を想定）」を設立し、厚生労働省から本事業の実施を委託している長崎県市より「実施主体」への委託を行うことが考えられる。
- 今後、調査研究の対象疾患（がん種）の追加にあたっては、実施主体において検討を行った上で、厚生労働省等と協議し、決定することが考えられる。